

## 第9章 自然環境

### 第1節 環境の状況

#### 1 地勢【自然環境課】

本県は、本州中部の太平洋岸に位置し、三河湾を抱え、伊勢湾及び太平洋に面しています。県土面積は5,165km<sup>2</sup>で、東西106km、南北94kmにわたっています。

本県における海岸総延長は約598kmで、これを区分別に見ると、自然海岸が約37km（全体の6%）、半自然海岸が約124km（同21%）、人工海岸が約426km（同71%）、河口部が約11km（同2%）となっています。

また、本県の河川については、木曾川、庄内川、矢作川、豊川といった大河川を始め、多くの川が豊かな水系を作り出しています。

更に、干潟、藻場に近年関心が集まっていますが、自然環境保全基礎調査（第5回海辺調査）によれば、本県の干潟については、伊勢湾（知多半島西岸海域）及び三河湾において約2,062haが確認されています（調査対象となった面積1ha以上のものの合計。藻場についても同じ。）。また、藻場については、伊勢湾、三河湾及び遠州灘（渥美半島南側海域）において約859haが確認されています。なお、本県海域ではサンゴ礁は確認されていません。

#### 2 植物【自然環境課】

本県の気候は、太平洋を流れる黒潮の影響を受けて一般に温暖で、夏期多雨、冬期小雨型と

なっています。こうした気候の影響を受け、植物区分は大部分が暖帯に属しますが、奥三河山地の一部が温帯に属します。

また、本県の植生は潜在的にはほとんどが照葉樹林帯に属しますが、平野部では古くから宅地、農地等としての土地利用が進んだため、シイ・タブを中心とした自然植生は社寺林などにわずかに残っているにすぎません。

一方、丘陵から山地部の多くの部分はスギ及びヒノキを中心とした人工林となっていますが、都市近郊の丘陵部を中心にコナラ、アベマキ等を主体とする二次的植生の森林（二次林）地域も広く見られ、いわゆる里山を形成しています。

植物種については、気候条件や地形・地質など本県の多様な自然環境を反映し、シデコブシ、シラタマホシクサ等の「東海丘陵要素」と呼ばれる東海地方固有の種も多く、野生状態で生育する植物全体では約2,720種（維管束植物約2,220種及びコケ植物約500種。移入種等を除く。）が確認されています。

自然環境保全基礎調査（第5回植生調査）によると、人為の影響を受けた植生（二次林）は県土面積の1割強、人為的に成立した植生（植林地）は3割強となっており、植生自然度の高い自然草原、自然林及び自然林に近い二次林は2%と非常に少ない状況です。

また、植生の一定の生態的なまとまりである

#### 【用語】

**自然海岸**：海岸（汀線）に工作物が存在しない海岸。

**半自然海岸**：潮間帯（高潮海岸線と低潮海岸線の間）には工作物がないが、後背海岸（潮間帯の背後にあり、波の影響を直接受ける陸地）には工作物が存在する海岸。

**人工海岸**：潮間帯に工作物が設置されている海岸。

**自然環境保全基礎調査**：自然環境保全法に基づいて環境省が行っている。昭和48年度を第1回として、以後おおむね5年ごとに実施されている。平成17年度からは第7回調査が実施されている。県では、この調査や県独自の自然環境保全調査の結果等を基に、本県の自然環境の現状把握に努めている。

**干潟**：干出と水没を繰り返す平坦な砂泥底の地形で、内湾や河口域に発達する。浅海域生態系のひとつであり、多様な海洋生物や水鳥等の生息場所となるなど重要な役割を果たしている。

**藻場**：海藻・海草の群落を中心とする浅海域生態系のひとつであり、海洋動物の産卵場や餌場となるなど重要な役割を果たしている。

植物群落については、環境省の特定植物群落として県内95か所が選定されており、これらの大部分は、天然記念物、自然環境保全地域、自然公園区域等の地域に含まれ保護されていますが、保護規制のない特定植物群落については今後、対策の検討が必要です。

### 3 動物【自然環境課】

本県に生息する動物相は全国的に見て際立ったものではありませんが、本県の地形・地質や植物との関連から希少な動物の生息も少なくありません。

哺乳類（海生哺乳類を含む）は、県北東部の山地を中心に71種の生息が確認されています。近年の開発などにより、これら哺乳類の生息数はニホンザル、イノシシ、ニホンジカ等の一部の種を除き減少しつつあり、生息区域も次第に三河山間部へ狭められるなどの退行現象が見られます。

鳥類は、398種が観察記録されています。本県は日本のほぼ中央に位置するため、南方系・北方系両方の鳥の分布が見られ、庄内川、新川、日光川の河口干潟、汐川干潟等国内でも屈指の規模の干潟があり、これらはダイゼン、ハマシギ等多くのシギ・チドリ類の越冬地やアオアシシギ、キアシシギ等の渡りの中継地となっています。また、木曾川、矢作川、豊川の河口付近などはスズガモ、オナガガモなどのカモ類を中

心とした水鳥の大規模な越冬地に、渥美半島、知多半島、木曾川筋等は国内の主要な渡りのルートとなっています。さらに、伊良湖岬はサシバの渡りの中継地として知られています。

平成22年1月の全国一斉のガン・カモ類の生息調査によると、県内全域でカモ類10万8,363羽が観察されましたが、これは全国で観察された172万6,732羽の6.3%を占め、全国第2位の飛来数でした。

このように豊かな鳥相を示す本県の状況ですが、その重要な生息地である干潟、自然海岸等の消失により生息状況への影響が懸念されています。

16種の爬虫類・21種の両生類についても、哺乳類・鳥類と同様にその生息地は次第に狭くなってきています。とりわけ、良好な水環境にしか生息しないサンショウウオ類や、太平洋側の自然砂浜海岸でしか産卵できないアカウミガメの保全が課題になっています。

このほか、淡水産魚類51種、昆虫類約7,600種、クモ類523種、陸・淡水産貝類193種及び内湾産貝類約350種の生息が確認されています。

※各動植物の種数については、以下の資料による。

「レッドデータブックあいち2009植物編」（平成21年3月発行）、「レッドデータブックあいち2009動物編」（平成21年3月発行）

#### 【用語】

**里山**：林学的には農用林を意味しており、農家の裏山の丘陵や低山地帯に広がる薪炭生産、堆肥や木炭の生産、木材生産など農業を営むのに必要な樹林、奥山に対して農地に続く樹林、容易に利用できる樹林地帯などを指す。この里山は、昭和30年代の燃料革命、あるいは土地所有者の高齢化等により利用されなくなり、放置又は開発の対象となりやすくなっている。近年、希少種を含む多様な生物の生息生育空間として、また、身近な自然環境の一つとして、その適正な保全、利用が課題になっている。

**植生自然度**：人為が加えられている程度に応じて、植生を10段階に区分したもの。

**二次林**：伐採後再生した森林など過去に伐採等の人手が加えられ、その影響を受けている森林又は、現在も下草刈りなど継続的に人手が加えられていることにより成立している森林。

## 第2節 自然環境保全に関する施策

### 1 生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた総合的な取組の推進

【自然環境課】

1992年（平成4年）に採択された生物多様性条約は、第6条において生物多様性の保全と持続可能な利用を目的とした国家戦略の策定を各国に求めています。国では、平成7年に最初の生物多様性国家戦略を策定し、平成14年には1回目の改定を行っています。さらに、その後の国内外の状況変化に対応し、平成19年に第三次生物多様性国家戦略が閣議決定されました。

また、平成20年6月には生物多様性基本法が施行され、生物多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則を明らかにして、その方向性を示すことにより関連する施策を総合的か

つ計画的に推進することとしています。平成22年3月には、法に基づく初めての生物多様性国家戦略となる「生物多様性国家戦略2010」が閣議決定されました。

本県では、昭和48年に高度経済成長期の乱開発から自然環境を保護することを目的として「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」を制定しました。この条例は、自然環境保全地域の指定、大規模な宅地の造成等の規制、緑化の推進の3つを政策の柱としていました。

その後、自然環境を取り巻く状況は変化し、平成19年3月には愛知県環境審議会から「今後の自然環境保全施策の基本的な方向」についての答申がありました。これを受けて、本県では、生物多様性を施策の基本理念に位置づけ、多様

図2-9-1 愛知県内の自然公園・自然環境保全地域の指定状況



な生物が生息・生育できる生態系ネットワークの維持・形成、本県特有の希少野生動植物種の保護など、新たな政策を追加する条例改正を平成20年3月に行いました。

更に、平成21年3月には、改正条例を受けて先導的な施策の行動計画である「あいち自然環境保全戦略」を策定し、COP10の開催地にふさわしい、生物多様性を機軸とした地域づくりを推進していくこととしています。

## 2 自然公園の保護と利用【自然環境課】

### (1) 自然公園の指定状況

本県は海岸、島しょ、山地、河川等の優れた自然の風景地に恵まれています。これらを保護し、末永く後世に引き継ぐとともに、誰もが野外レクリエーションを楽しみ、動植物や地質などの自然を学ぶことができるように指定された地域が自然公園です。

自然公園は、土地の管理権を有することなく、環境大臣又は県知事が指定し、一定の公用制限のもとで風景の保護を図るとする「地域制」の公園です。地域内では林業や農業が営まれているなど、自然公園であると同時に産業の場であり、生活の場にもなっています。

県内には自然公園法に基づいて四つの国定公園が、また、愛知県立自然公園条例に基づいて七つの県立自然公園が指定されています。(図2-9-1)

本県の自然公園の陸域総面積は88,838haで、県土面積の17.2%を占めており、これは全国平均の14.3%を上回っています。

これらの自然公園は、昭和33年から45年にかけて指定され、公園ごとに定められた公園計画により管理しています。また、土地利用状況の推移等を踏まえて自然公園の区域及び公園計画について順次見直しを行い、自然公園の保護及び利用の適正化を図っています。

### (2) 自然公園の管理

#### ア 風致景観保護のための行為規制

自然公園の優れた風景地を保護するため、公園計画に基づきその区域内に特別地域及び特別保護地区(県立自然公園は特別地域のみ)を指定し、地域内の風致や景観を損なう現状変更行為等を規制(許可制)しています。その他の区

域は普通地域として公園の風景に支障を及ぼすおそれのある一定規模以上の行為を規制(届出制)しています。公園内における自然公園法又は愛知県立自然公園条例による行為許可、届出の処理件数は、平成21年度は計1,112件で、前年度の982件と比べると増加しています。

また、開発面積が、特別地域においては1ha以上、普通地域においては10ha以上になる大規模な開発行為については、事業主体の責任において事前に学識者による自然環境の実態やそれに及ぼす影響等の調査を実施させて、自然公園の保護を図っています。

なお、クリーンエネルギーとして近年注目されている風力発電施設の設置については、新たに審査基準を設け、野生動植物の生息・生育、その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないかを審査し、許可又は届出の受理をしています(国定公園では平成16年4月1日、県立自然公園では平成16年6月1日から適用)。

#### イ 自然公園施設の整備

自然公園資源を生かし、人々が自然に親しみ利用し、保健、休養に資すること及び自然保護に対する認識を深めることを目的として、県では面ノ木公園施設を始めとする3つの自然公園施設や総延長211km(県内)の東海自然歩道を設置しています。

これらの施設について、標識、便所、休憩所などの整備・修繕を順次進めています。平成21年度は、主に面ノ木公園施設についての再整備を行いました。なお、清掃や除草等の維持管理については、地元市町等に委託しています。

また、人々の自然への理解を深めることを目的として環境省が主唱する「全国・自然歩道を歩こう月間」(毎年10月)に合わせ、県では「全国・自然歩道を歩こう大会 愛知県大会」を愛知県ウォーキング協会と共催で実施しています。平成21年度は犬山市内約9kmのコースで開催しました。

## 3 自然環境保全地域の保全【自然環境課】

### (1) 自然環境保全地域の指定及び現況

優れた自然環境を保全するためには、開発の影響を受ける前に先取的に保全を図ることが肝

要です。こうした趣旨から、県では自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、優れた自然環境を有する地域を自然環境保全地域として指定し、その保全に努めています。平成22年4月には、名古屋市東谷山及び豊根村の

砦山を県内14、15番目の自然環境保全地域に指定しました（「クローズアップ」参照）。

今後も、県内の優れた自然環境を有する地域を自然環境保全地域に指定し、適切な保全を図っていくこととしています。

## クローズアップ

## 自然環境保全地域を新たに2地域指定しました

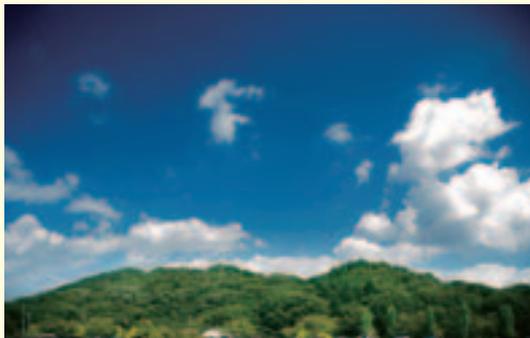
本県では、これまでに13か所を自然環境保全地域に指定してきましたが、平成22年4月2日付けで①東谷山（名古屋市守山区）及び②砦山（豊根村）を新たに自然環境保全地域に指定しました。

### 1 東谷山自然環境保全地域

名古屋市東北部と瀬戸市との境界にある東谷山の北部の斜面には、愛知県の平地の天然植生であるスタジイ林の規模の大きな群落が残され、林内にはニホンリスやムササビといった希少な動物が生息しています。

また、東谷山内の湿地には東海地方の固有種であるシデコブシの群落のほか、シラタマホシクサ、サギソウ等が生育しています。

このように大都市に近接した位置にありながら、東海地方固有の植物群や希少な動物が棲むなど、極めて良好な自然が残されています。



東谷山全景



シデコブシ

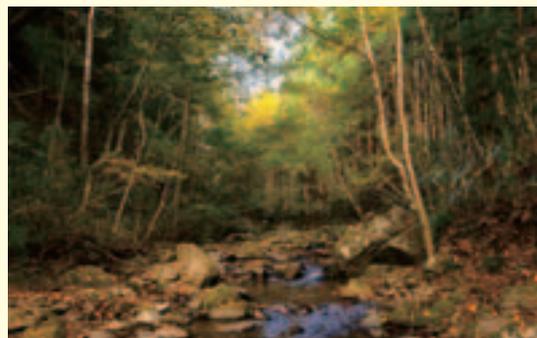
### 2 砦山自然環境保全地域

茶臼山の南東部に位置する砦山は、古くから伝説の地として神聖視された結果、人の手が入ることが少なく、尾根部にはモミ・ツガ・ヒノキの巨木が、中腹から河岸にかけてはイヌシデやアカシデ、コナラなどからなる自然林が残されています。

また、ニホンジカやノウサギのほか、カジカガエルといった希少な動物が生息しています。



砦山全景



自然林（河岸部）

## (2) 自然環境保全地域の維持管理

自然環境保全地域を適切に保全するためには、人為的改変を極力防止するとともに生態学的な見地から保全を図らなければなりません。こうした趣旨に沿って、県では次のような方策によりその維持管理に努めています。

### ア 保全事業等の実施

良好な自然環境を保全するための巡視歩道の補修、除草等の維持管理を実施しています。

### イ 監察の実施

県、地域環境保全委員が地元市町村の協力を得て、監察、巡視等を行い環境破壊の防止に努めています。

### ウ 追跡調査の実施

動植物及び地形・地質の学識者で構成する県環境審議会専門調査員による追跡調査（現地確認調査）を定期的の実施し、生態学的見地からの環境変化のチェックをしています。

平成21年度は、伊熊神社社叢、白鳥山、山中

八幡宮の3地域で追跡調査を実施しました。

## 4 生態系の保全

### (1) 生態系ネットワークの形成

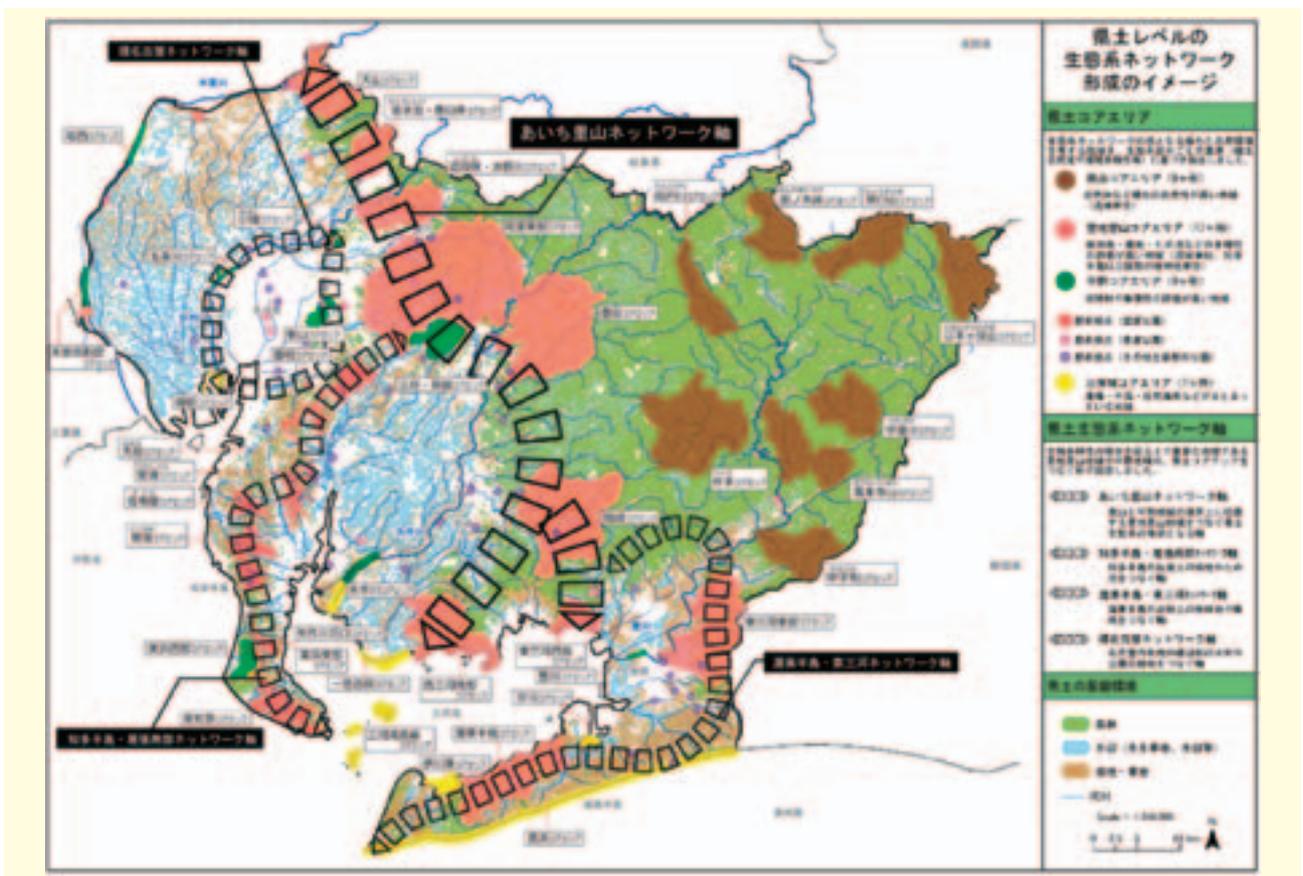
#### 【自然環境課】

生態系ネットワークの形成とは、野生生物の生息・生育に必要な森や水辺等の多様な環境を、一体的に保全しようとするものです。

野生動植物の生息・生育環境を保全し、将来にわたって生物多様性が確保されている県土づくりを進めていくためには、保全すべき自然環境や優れた自然環境を有している重要な地域（＝コアエリア）を核として、これらを緑地や水辺などによって有機的につなぐことにより、生態系ネットワークを形成していく必要があります。

本県では、平成19年度に「生態系ネットワーク形成検討調査」を実施し、本県を奥山、里地里山、平野及び沿岸域の4つの地域に分け、それぞれの地域の特性を踏まえて、ネットワークの核となるコアエリアを抽出するとともに、コアエリアをつないで重点的にネットワーク形成

図2-9-2 県土レベルの生態系ネットワーク形成のイメージ



を推進すべき軸として、「あいち里山」「知多半島・尾張南部」「渥美半島・東三河」「環名古屋」の4つのネットワーク軸を示しました（図2-9-2）。

また、平成21年3月に策定した「あいち自然環境保全戦略」において、生態系ネットワーク形成を行動計画の重要な取組に位置づけ、積極的に推進していくこととしています。

### クローズアップ

## 生態系ネットワーク形成モデル事業を推進しています —知多半島を対象に生態系ネットワーク形成 協働ロードマップを作成—

生物多様性を守るためには、優れた自然環境を有している重要な地域を核として保全するとともに、これらを緑地や水辺などによってつないで生きものが円滑に移動できるようにする「生態系ネットワーク形成」が重要です。

このため、知多半島をモデルに、生態系ネットワークの形成をどのように進めていったら良いのか、地元の日本福祉大学や知多自然観察会などと検討を重ね、平成22年3月6日（土）に日本福祉大学半田キャンパスで開催された「里なび研修会 in 愛知」（主催 環境省、共催 日本福祉大学 愛知県）において、「知多半島生態系ネットワーク形成協働ロードマップ」を発表しました。

今後は、この協働ロードマップに基づいて、NPO・住民、企業、行政、学識者との協働体制を構築し、協働ロードマップに掲げた「ごんぎつねと住める知多半島を創ろう」を目標に、生態系ネットワーク形成に向けた取組を進めていきます。



「里なび研修会 in 愛知」で福田准教授（日本福祉大学）が協働ロードマップを発表

### 海のある里山 知多半島生態系ネットワーク形成 協働ロードマップ



## (2) 「生態系保全の考え方」の策定

### 【自然環境課】

希少種の保全のためには、特定の地域における個別種の保全のみでは不十分であり、希少種の生息・生育環境により分類された生態系を単位として、保全策を講じていく必要があります。

このため県では、保全すべき生態系を「里山」、「沿岸域」、「湿地・湿原」及び「奥山」の4つに区分し、平成13年度以降順次、生態系ごとに保全の考え方を策定しました。

## (3) 希少種保護のための種と保護区の指定

### 【自然環境課】

本県では、平成20年3月の自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例の改正により、希少な野生動植物の保護を図るため、絶滅のおそれのある種の中でも特に保護の必要がある種を、指定希少野生動植物種に指定して捕獲や採取等を規制することや、特に生息・生育地の保全を必要とする種については、生息地等保護区に指定することにより環境改変行為や立ち入り等の規制を行うことなどを新たに定めました。

指定希少野生動植物種については、平成22年3月に11種を指定しました。(「クローズアップ」参照)。今後、生息地等保護区についても指定を行い、希少野生動植物の保護を図っていき

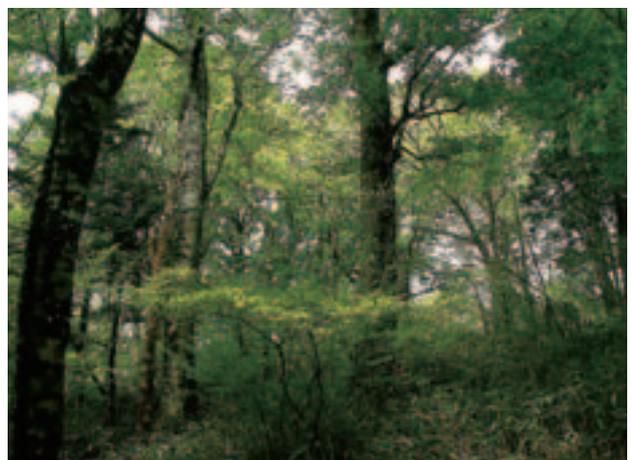
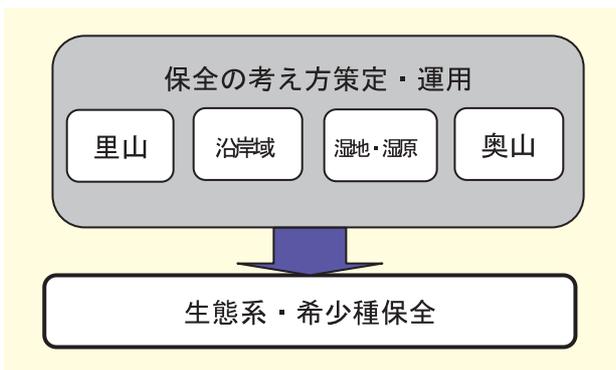
ます。

## (4) レッドデータブックあいちの作成

### 【自然環境課・環境調査センター】

メダカやゲンゴロウなど、かつては身近に見られた生き物や湿地・湿原や干潟など限られた環境にしか生きられない生き物など希少な野生動植物を絶滅させないためには、絶滅のおそれのある種の生息・生育環境を的確に把握し、保全策を講じたり、希少な動植物の保全についての県民の理解を深める必要があります。

そこで、絶滅のおそれのある野生動植物の県内の生息・生育環境を把握・整理し、これらの種の適正な保全施策を推進するため、平成21年3月にレッドデータブックあいちを改訂し、「絶滅のおそれのある愛知県の野生生物ーレッドデータブックあいち2009の概要ー」を作成しました。また、平成22年3月には「レッドデータブックあいち2009概要版」を作成しました(「クローズアップ」参照)。



面の木峠ブナ林

表2-9-1 「生態系保全の考え方」等の策定状況

名称 (策定期期)	内容・特色
里山生態系保全の考え方 (平成14年度)	オオタカ等猛禽類の生息環境を里山生態系の指標とした。
沿岸域生態系保全の考え方 (平成16年度)	沿岸域の生物生息機能や水質浄化機能に着目し、保全の考え方を示した。
湿地・湿原生態系保全の考え方 (平成18年度)	湿地・湿原の保全活動を行う際の考え方等を示した。
奥山生態系保全の考え方 (平成20年度)	奥山を人と自然が共生し多様な生き物が生息・生育できる場とすることを旨とする環境カルテを示した。

クローズアップ

指定希少野生動植物種を指定しました

本県では、自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく指定希少野生動植物種を平成22年3月30日付けで指定しました。

指定希少野生動植物種は、県内に生息又は生育する絶滅のおそれのある種のうち特に保護を図る必要があるもので、今回初めて動物7種、植物4種の合計11種を指定しました。

指定された種の生きている個体（卵、種子を含む）を捕まえたり採ったり、殺したり傷つけたりする行為は条例により原則として禁止されています。また、条例に違反して捕獲などを行った種の個体や、骨、皮、葉、花などの器官を譲り渡したり譲り受ける行為も禁止です。

なお、学術研究や生息生育状況調査等の目的で指定された種の捕獲・採取などを行う場合は、知事の許可を受ける必要があります。

指定希少野生動植物種(平成22年3月30日指定)

鳥類	コノハズク
は 爬虫類	アカウミガメ
両生類	ナガレタゴガエル
淡水魚類	ウシモツゴ
昆虫類	ヒメヒカゲ
クモ類	ミカワホラヒメグモ
貝類	オモイガケナマイマイ
維管束植物	ナガバノイシモチソウ
	シロバナナガバノイシモチソウ
	ハギクソウ
	ナガボナツハゼ



アカウミガメ (写真提供：豊橋市)



ハギクソウ

**クローズアップ****「レッドデータブックあいち2009概要版」を作成しました**

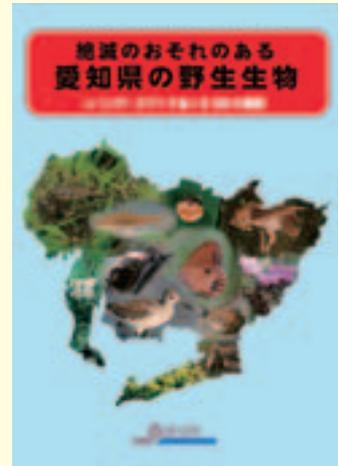
本県では、平成22年3月に、「レッドデータブックあいち2009」の概要版である「絶滅のおそれのある愛知県の野生生物 レッドデータブックあいち2009の概要」を作成しました。

本概要版では、レッドデータブックあいち2009掲載種1208種（植物680種、動物528種）のうち、代表的な131種（植物42種、動物89種）について、植物は生育環境別、動物は分類群別に美しいカラー写真を掲載し、わかりやすく紹介しています。

本概要版により、多くの方に本県の自然環境及び野生動植物への理解と認識を深めていただくとともに、県内各高等学校にも配布していることから、生物多様性を学習するための素材としても活用していただければと考えています。

なお、本概要版は、レッドデータブックあいち2009本編と同様に、愛知県環境部ホームページ「あいちの環境」上で閲覧・ダウンロードが可能です。

(<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/sizen-ka/shizen/yasei/rdb/index.html>)

**(5) 移入種対策****【自然環境課】**

人為的に海外から持ち込まれた外来生物の一部のものは、在来種の圧迫や在来の近縁な種との交雑などにより生態系をかく乱したり、人の生命又は身体への影響を及ぼしたりすることから、平成17年6月に特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)が施行されました。このことから、本県では、法律の規制内容や被害の予防方策の周知と啓発に努めるとともに、特定外来生物の生息状況等の把握に努めています。

また、平成20年3月に自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例を改正し、人為的に移入された動植物の種のうち地域の生態系に著しく悪影響を及ぼすおそれのあるもの（以下「移入

種」という。）の公表を行うことを決めました。

この移入種については、平成22年6月に11種を決定し、公表しました（「クローズアップ」参照）。今後も、県民への情報の提供を行うことで、県内の移入種における被害の予防方策の周知と啓発に努めていきます。

**5 野生鳥獣の保護管理****(1) 鳥獣保護事業【自然環境課】**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥類、哺乳類に属する野生動物の捕獲は原則として禁止され、その保護が図られています。

県では、鳥獣の保護を推進するため、国の基本指針に即して現在、第10次の鳥獣保護事業計画（計画期間：平成19年8月1日から平成24年

**【代表的な特定外来生物】**

アライグマ



カミツキガメ



オオクチバス

写真提供 財団法人自然環境研究センター

クローズアップ

生態系に著しく悪影響を及ぼすおそれのある移入種を公表しました

本県では、自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、平成22年6月に、生態系に著しく悪影響を及ぼすおそれのある移入種として11種を決定し、公表しました。

この公表種の生きている個体をみだりに放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくことは禁止されています。

なお、どのような動植物でも、野外に放つことにより、生態系に悪影響を及ぼすおそれがあります。

例えば、環境美化のつもりで行われることのある、ため池や中小河川等へのコイの放流は、コイが他の魚や貝、水草の食害などをひきおこし、多くの場合それらの生態系に著しい悪影響を与えます。

また、クサガメ、メダカについては、観賞用個体を安易に野外に放つことなどにより、近縁種との交雑等のおそれがあることが指摘されています。

生態系に著しく悪影響を及ぼすおそれのある移入種

は 爬虫類	アカミミガメ
	ワニガメ
淡水魚類	オヤニラミ
	カラドジョウ
	ナイルティラピア
貝類	スクミリンゴガイ
維管束植物	スイレン属（ヒツジグサを除く。）※1
	ハゴロモモ
	ハビコリハコベ （園芸名：グロッソスティグマ）※2
	ナガバオモダカ
	キショウブ

※1 スイレン属のうち、ヒツジグサは県内在来種であり、移入種ではない。

※2 当該種については、これまで和名が付けられていなかったため、園芸名についても表記した。



ワニガメ



スクミリンゴガイ（左）、卵塊（右）



キショウブ

3月31日まで)を策定し、鳥獣保護区等の指定、鳥獣捕獲許可の許可基準、特定鳥獣保護管理計画の作成等について定めています。なお、平成21年度末の鳥獣保護区等の指定状況は表2-9-2のとおりです。

また、鳥獣保護事業を円滑に進めるため、52名の鳥獣保護員を県内各地に委嘱し、鳥獣保護区、休猟区などの管理、狩猟者の指導取締り、鳥類保護思想の普及啓発、鳥獣関係の諸調査等を行うとともに、傷病鳥獣の保護に関する相談委託業務により、83名の指導獣医が保護指導に当たっています(表2-9-3)。

更に、鳥獣を始め野生生物の保護思想の普及啓発を図るため、野生生物保護実績発表大会を開催し、平成21年度は小・中学校5校の中から、野生生物を知り、親しみ、守る優れた活動を行った岡崎市立生平小学校を始め2校に知事賞を授与しています。

近年、環境学習に対する県民の関心も高くなり、各小中学校においても野鳥に限らず、様々な野生生物を環境学習の教材として活用している事例が多く見られることから、従来の「愛鳥モデル校」の対象範囲を広げるとともに、名称を「野生生物保護モデル校」に改め、平成21年

12月より野生生物の保護活動等に積極的に取り組んでいる県内の小中学校43校を「野生生物保護モデル校」として指定し、指導を行うとともに普及啓発に努めています。

## (2) 鳥獣害対策【自然環境課、農業経営課】

近年、ドバト、カラス等のフンや鳴き声による生活環境の被害、イノシシ等による農作物等への被害が発生しています。平成21年度の鳥獣による農作物被害は約5億500万円で、その約6割が鳥類、約4割が獣類によるものです。

一般的にこうした被害への対策として、追払いや餌となる物の除去等の防除対策や捕獲許可を得た上での捕獲などが実施されています。

本県では、中山間地域の農林業等に深刻な被害を与えているイノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、カモシカの4種について、適正な保護管理を実施するための特定鳥獣保護管理計画を策定して、対策を推進しています。

また、農業被害防止のため農耕地への侵入防止柵の設置等の被害回避対策や、研修会の開催、鳥獣害対策相談員の設置など、農林水産業者等への啓発、指導を実施しています。更に、平成19年12月に「鳥獣による農林水産業等に係る被

表2-9-2 鳥獣保護区等指定状況(平成21年度末現在)

区 分	箇 所	面 積 (ha)
鳥獣保護区	67 【1】	25,712 【770】
鳥獣保護区 特別保護地区	4 【1】	439 【323】
休猟区	7	10,700
特定猟具使用禁止区域(銃・わな)	137	209,007
指定猟法禁止区域(鉛製散弾)	1	7,275

(注) 【 】は国指定で外数

(資料) 環境部作成

表2-9-3 野生傷病鳥獣の指導獣医による保護指導実績(平成21年度)

(単位:羽・頭)

放鳥獣	死亡	その他	合計
107 (31種)	132 (38種)	69 (26種)	308 (60種)

(注) 1 「その他」の例:保護飼養中、他施設移送など

(資料) 環境部調べ

2 種数には重複があるため、合計とは一致しない

害の防止のための特別措置に関する法律」が成立し、市町村は同法に基づき被害防止計画を作成して主体的に被害防止対策に取り組むことが可能となり、平成21年度末に10市町村で被害防止計画を作成しています。

今後は、各市町村における被害防止計画の作成と同計画に基づく総合的・効果的な取組を推進していきます。

### (3) 弥富野鳥園の管理・運営【自然環境課】

弥富野鳥園は、野鳥の生息地の保全と野鳥保護に関する知識の普及を図ることを目的として設置され、傷病鳥の保護、野鳥の観察等を通じた野鳥の保護思想の普及啓発とともに、園内の鳥類生息調査、鳥類標識調査の実施など保護管理から調査研究までの幅広い役割を担っています(表2-9-4)。

昭和50年5月の開園以来、毎年多数の人に利用され、平成21年度は約6万3,000人が訪れました。4～5月の大型連休、愛鳥週間、夏休みなどには野鳥保護思想の普及啓発事業として、探鳥会や野鳥写真展などの行事を実施しています。

また、県民から持ち込まれた傷病鳥は保護し、回復したものは野生復帰させています(表2-

9-5)。

近年、園内においてカワウが多数生息するようになり、樹木の枯死や他の野生鳥類の生息環境への影響が危惧されるようになってきました。このため、生息数や営巣数の調査を継続して実施するとともに、カワウと他の野鳥との共生を図ることを目的として、防鳥ロープを張るなどカワウ対策を実施しています。

## 6 緑化

### (1) 緑化の推進【森林保全課】

森林や樹木などの緑は、人々に潤いと安らぎを与えると同時に、快適な生活環境を構成する要素として、また、私たちの多様な活動の基盤として、年々その重要性を増しています。

このため県では、第4次愛知県緑化基本計画に基づき、「緑をつくる」、「緑をいかす」、「緑をひきつぐ」、「緑とともにいきる」の4つの基本目標を定め、公園緑地や道路、河川、学校等の公共施設の緑化、市町村及び民間事業者等の緑化事業への助成、県民意識の高揚、緑化木の生産振興等を図り、多様な緑に育まれる豊かなあいちを目指しています。

#### ア 緑化推進地区における緑化

表2-9-4 弥富野鳥園の施設概要

所在地	弥富市上野町2-10
主な施設	野鳥保護地(樹林地、池等) 32.73ha 小公園(管理事務所、駐車場、芝地等) 2.92ha
主な事業内容	①施設管理 ・野鳥のための樹林地や池の管理、公園の草刈や管理 ほか ②普及啓発 ・本館での野鳥観察の指導、保護地内での探鳥会の開催など各種イベントの実施 ③鳥類の保護 ・傷ついた鳥の保護治療や野鳥の調査の実施
運営団体 (指定管理者)	財団法人愛知公園協会



探鳥会の様子

表2-9-5 弥富野鳥園における傷病鳥の保護実績(平成21年度)

(単位:羽)

放鳥	死亡	その他	合計
89 (25種)	132 (38種)	36 (14種)	257 (52種)

(注) 1 「その他」の例:保護飼養中、他施設移送など  
2 種数には重複があるため、合計とは一致しない。

(資料) 環境部調べ

**【森林保全課】**

緑豊かで快適な都市の生活環境を整備するため、昭和48年に制定した自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき指定した緑化推進地区内で緑化推進事業を実施し、地域の緑化の推進を図っています。

この事業は、市町村の緑化事業に対して助成するものです。平成21年度は、緑化推進事業で16か所、約1万9千本の植栽、保存樹木等維持管理事業で6件の維持管理に助成しました。

**イ 工場緑化【産業立地通商課】**

工場立地法は、工場立地が周辺地域の生活環境との調和を図りつつ適正に行われることを目的として、一定規模以上の工場等（特定工場）の新設・変更をしようとする場合には、事前に届出を義務付けています。

県では、この法律の規定により、工場敷地面積に対し20%以上の緑地（既存工場の変更の場合には生産施設面積の増加に応じた緑地）を設置するよう指導を行っています。

**ウ 道路の緑化【道路維持課】**

道路の“みどり”は歩道やその周辺に緑陰をつくり、道路利用者や沿道住民に快適な空間を提供するとともに、親しみと潤いのある道路環境を創出するために大きな役割を果たしています。

平成22年4月1日現在の道路の緑化延長は764kmで、これは道路延長4,634kmの16.5%に相当します。

**エ 河川の緑化【河川課】**

河川における豊かな生態系と自然景観の創出を図るため、平成9年度から「水辺の緑の回廊」整備事業として、治水上支障のない河川沿いに、地域の人々の参加により植樹を行っています。

平成21年度は、逢妻男川で植樹を行いました。

また、河川の改修に当たっては、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境並びに多様な河川風景を保全あるいは創出するため、「多自然川づくり」を進めています。

**オ 港湾の緑化【港湾課】**

人々が親しみやすい快適な水辺空間を形成し、港湾における快適な環境の創出を図るため、臨海部の特性を活かした海浜緑地の整備を行うなど港湾空間の緑化を進めています。

**(2) 都市づくりにおける緑化推進****【公園緑地課】**

わが国は昭和30年代以後の急速な経済発展に伴い、急激な都市への産業と人口の集中が進み、市街地の過密化や郊外の無秩序な開発をもたらしました。その結果、都市の緑が減少して身近な自然が失われました。

都市における生活環境を潤いと安らぎのある快適なものにするためには、身近な自然とのふれあい、スポーツなどによるリフレッシュ、災害時の避難空間の確保、さらには景観上の効果といった緑の効用を再認識し、できるだけ緑を確保するように努めることが重要です。

県では平成6年に国が策定した「緑の政策大綱」に基づき、市町村の「緑の基本計画」策定を支援してきました。また、都市公園等の施設緑地の整備、風致地区及び特別緑地保全地区等の指定による地域制緑地の確保、公共施設の緑化、さらには住民自身による緑化の推進まで、それぞれの地域の状況、特徴を生かした公園の整備、緑地の保全、緑化の推進を総合的かつ計画的に推進するよう努めており、平成19年度には新しい「愛知県広域緑地計画基本方針」を策定しました。

また、平成21年度から「あい森と緑づくり事業」を実施し、都市の緑の保全・創出により緑のまちづくりを進めています

**ア 都市公園・緑地の整備**

県では、広域的な観点から策定した「愛知県広域緑地計画」において、平成22年度を目標年次として県民一人当たり都市公園面積を10m<sup>2</sup>以上とする整備目標を掲げています。

平成21年度末現在の県民一人当たり都市公園面積は7.29m<sup>2</sup>であり、現在、この目標達成を目指して都市公園整備を進めており、平成21年度は、大高緑地、小幡緑地、牧野ヶ池緑地、東三河ふるさと公園、愛・地球博記念公園、油ヶ淵水辺公園など県営7公園を整備したほか、市町

村所管の公園61か所について整備促進を図りました。

### イ 民有地の緑化

緑あふれる潤いのある街並みを形成するためには、都市公園等の整備を推進するとともに、市街地の過半を占める民有地の緑化が重要であり、県民の理解と協力を得て、以下の施策によりその推進を図っています。

#### (ア) 緑地協定（都市緑地法）

良好な環境を確保することを目的として、一定規模の区域内の土地所有者全員の合意により、自らの土地に植栽する樹木の種類や場所、垣根の構造などを定め、市町村長の認可を受ける緑地協定の締結の促進を図っています（平成21年度末：4市15協定）。

#### (イ) 都市緑化基金

県民の手による都市の緑化を推進するため、市町村都市緑化基金への助成、普及啓発活動、調査研究を行う「愛知県都市緑化基金」の造成を推進しています。平成21年度末の造成額は約7億9,500万円です。

なお、市町村においては、18市1町（平成21年度末）で都市緑化基金が設置されており、県としてもその設置の促進を図っています。



都市公園整備事業（愛・地球博記念公園）

表2-9-6 都市公園の現況

公園の種類、種別		箇所数	面積 (ha)	都市計画区域内 人口1人当たりの 公園面積 (㎡/人)
住区基幹公園	街区公園	3,389	821.84	1.12
	近隣公園	303	514.16	0.70
	地区公園	81	406.61	0.55
都市基幹公園	総合公園	38	754.15	1.03
	運動公園	47	575.50	0.78
特殊公園	風致公園	19	286.17	0.39
	動植物公園	6	191.74	0.26
	歴史公園	20	33.60	0.05
	墓園	12	168.84	0.23
緩衝緑地		10	74.73	0.10
大規模公園	広域公園	9	785.04	1.07
	レクリエーション都市	0	0.00	0.00
都市緑地		271	489.28	0.67
都市林		3	5.78	0.01
緑道		54	150.92	0.21
国営公園		1	88.88	0.12
広場公園		28	2.81	0.00
合計		4,291	5,350.05	7.29

(注) 平成22年3月末現在

(資料) 都市公園等整備現況調査

### (3) 緑化の推進に関する普及・啓発等

#### ア 緑化運動の推進【森林保全課】

緑豊かで活力のある県土を築くため、(社)愛知県緑化推進委員会や市町村等と協力して、県民参加の緑化運動を展開するなど、緑化思想の普及啓発に努めています。

平成21年度は、春の緑化強調期間(4月1日～5月31日)及び秋の緑化強調期間(10月1日～11月10日)を設定し、愛知県植樹祭や各種の運動を実施するとともに、5月4日のみどりの日に県民と緑とのふれあいを促進する啓発行事を開催しました。

#### イ みどりの少年団の育成【森林保全課】

次代を担う少年少女が、緑に接し、自然に親しむことを通して、緑の大切さを身をもって体験するとともに情操豊かな人間に育つよう、(社)愛知県緑化推進委員会と協力して、みどりの少年団の育成に努めています。平成22年3月末現在、県内では66団3,957人のみどりの少年団が活動しています。

#### ウ 緑化に関する技術・知識の普及指導

##### 【森林保全課】

緑化を積極的に推進するために必要な知識の向上を図るため、愛知県緑化センターにおいて、県・市町村・学校・企業・みどりの少年団及び一般県民を対象とした緑化研修・みどりの教室・野外教室等を実施しました(平成21年度は延べ74日、受講者延べ3,185人)。また、一般県民が

緑化に関する技術・知識を得られるよう、緑化相談コーナーを設置して相談指導に当たりました(平成21年度は相談件数2,027件)。

更に、植木の生産振興を図るため、愛知県植木センターにおいて、植木生産者・造園業者に対する技術研修(平成21年度は延べ75日、受講者延べ2,274人)、植木生産、植栽維持管理等の相談に対する指導を行いました(平成21年度は相談件数294件)。

## 7 森林・里山・農地の保全等

### (1) 森林の保全等

#### ア 森林の現況【林務課】

本県の森林面積は約22万haで、これは県土面積の約43%を占めています。森林の分布状況を見ると、大部分は三河地域にあり、地域別では尾張地域が約1万9千ha(9%)、西三河地域が約9万1,000ha(41%)、東三河地域が約10万9千ha(50%)となっています。

また、各地域の区域面積に占める森林の割合は、尾張地域が11%、西三河地域が52%、東三河地域が64%となっています。

なお、過去5年間の森林面積の推移は図2-9-3のとおりであり、他用途への転用により減少傾向にあります。

#### イ 森林の整備

##### (ア) 造林・間伐対策の推進

##### 【森と緑づくり推進室】

森林の持つ機能を高度に発揮させるため、植

図2-9-3 森林面積の推移(愛知県)



(資料) 農林水産部農林基盤担当局調べ

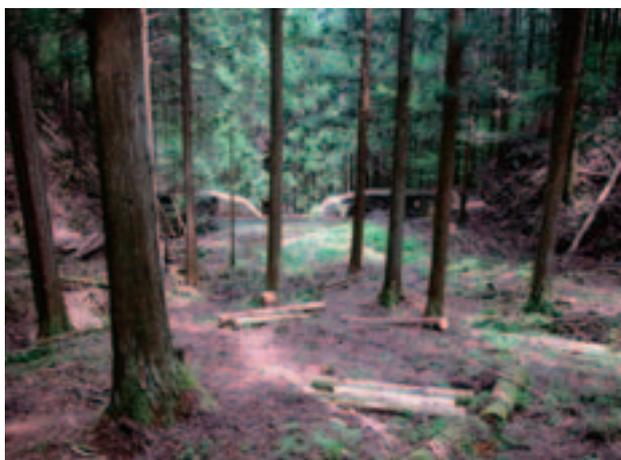
栽から下刈、除伐、間伐などの保育作業に至る一貫した森林の造成・整備や、森林・林業に親しみ、快適で安全に自然を享受できるような、保健、文化、教育的機能を有する森林の整備にも努めています。

特に間伐は、造林木の健全な育成に不可欠で、水源のかん養（森林の土壌の中に水を蓄え、少しずつ川へ流す働き）や生物多様性の保全、二酸化炭素の吸収等の公益的機能の高い森林を造成する上において極めて大切な作業です。

平成21年度には、造林補助事業等により4,674haの間伐を実施するなど、森林整備の推進に努めました。

**（イ） 治山事業の推進【森林保全課】**

山地における崩壊地の復旧、荒廃危険地の予防、森林の持つ水源かん養等の公益的機能の向上及び生活環境の保全等を図るため、平成21年度には91箇所（約）の治山施設の設置および森林の整備を公共治山事業により実施しました。また、小規模な荒廃地の復旧・予防について、単県治



治山事業（北設楽郡豊根村）

山事業により126箇所実施し、森林の保全に努めました。

**（ウ） 水源基金による森林整備の推進【土地水資源課】**

県では昭和52年度に、矢作川流域や豊川流域の関係市町村と協力して、（財）矢作川水源基金と（財）豊川水源基金を設置し、上流域の水源林の保全・整備に取り組んでおり、平成18年度から22年度までの5か年を事業期間とする第6期水源林対策事業を実施しています。平成21年度には、上流域の市町村等が実施する間伐（約790ha）や作業路新設などの事業に対して基金から助成しており、その財源の一部を県が負担しています。

**（エ） 企業の森づくり【林務課】**

県では、平成19年度から「企業の森づくり」事業を実施しています。この事業は、県と協定を締結した企業が県有林で社会貢献活動を目的とした森林整備・保全活動を行うものです。

活動の内容は、間伐や枝打ちなど社員による直接的な森林整備だけでなく、一般県民を対象とした森林環境に関する学習活動なども含んでおり、参加者の情報交換や交流を通じた、県と企業の連携による森づくりを目指しています。

平成20年度までに4社が活動し、平成21年度は新たに3社の企業と協定を締結しました（平成22年3月末現在）。

**ウ 森林の開発規制【森林保全課】**

保安林は森林以外への転用を抑制すべきものであり、やむを得ない事情がある場合を除いて

表2-9-7 企業の森づくりに関する協定の締結状況

企業名	活動区域	協定締結年度
鹿島建設(株) 中部支店	新城市（愛知県民の森）	平成21年度
徳倉建設(株)	瀬戸市	平成21年度
武蔵精密工業(株)	新城市（愛知県民の森）	平成21年度
アイシン精機(株)	豊田市	平成20年度
フルハシEPO(株)	豊田市	平成20年度
アイカ工業(株)	小牧市	平成20年度
三菱電機(株) 名古屋製作所	名古屋市守山区	平成19年度

転用は認められません。

また、保安林以外の森林を開発する場合には、当該森林の周辺の地域に災害等を発生させるおそれがない適切な開発がなされるよう、1haを超える開発行為は知事の許可が必要となっています。

## (2) 里山の保全等【森林保全課】

里山は、希少種を含む多くの動植物の生息・生育の場であるとともに、身近な自然とのふれあいや環境学習の場としての役割も担っています。

かつて里山は、薪炭や肥料を得るため利用されることにより維持されてきました。しかし、化石燃料の普及などに伴い、次第に人の手が入らなくなり荒廃が進んでいます。

このため、愛知万博の原点ともいえる「海上の森」の保全・活用を図るとともに、森林や里山に関する学習・交流の拠点として、愛知万博の瀬戸愛知県館を改修した本館と周辺森林内の遊歩施設からなる「あいち海上の森センター」を平成18年9月にオープンし、県民参加のもと、里山の保全と活用に向けた様々な事業に取り組んでいます。

また、「あいち森と緑づくり事業」により、里山の保全・再生などに取り組む団体の活動を支援しています。



あいち海上の森センター

### ア あいち海上の森センターでの先導的な取組の推進

#### 【森林保全課】

あいち海上の森センターでは、海上の森の保全を図るため間伐等の森林育成事業や里山整備事業を実施するとともに、海上の森・里山に関

する展示、調査学習及び里山や自然の情報の発信を行っています。

また、里山への理解を深めるため、親子で森に親しみ、森の手入れを学んでいただく「森の教室」、里山の管理を体験する「里の教室」、海上の森をガイドと一緒に散策する「海上の森ツアー」などの「海上の森体験学習プログラム」を実施しています（平成21年度の参加者1,102人）。

### イ あいち海上の森大学の開催

#### 【森林保全課】

森林や里山保全の実践者・指導者を育成するため、平成21年7月から12月までの期間で「あいち海上の森大学」を開校しました。（平成21年度は「森林再生」「国際交流」「森林・里山環境教育」の3コース、修了者31人。）

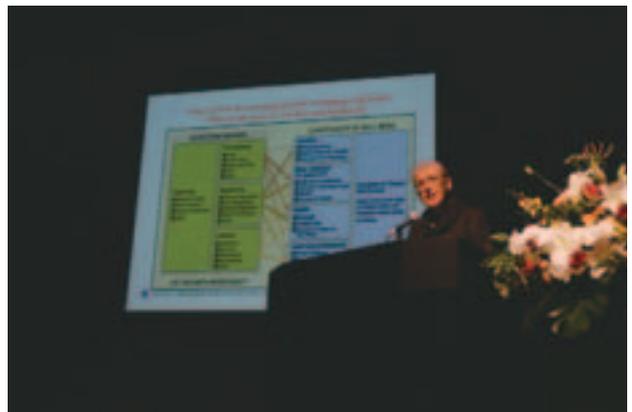
### ウ 人と自然の共生国際フォーラムの開催

#### 【森林保全課】

森林・里山に関する国内外の指導者間の交流



海上の森ツアー



人と自然の共生国際フォーラム

と情報交換を図るため、平成21年10月24日と25日、愛知県産業労働センター（名古屋市）等で「生物多様性から人と自然の共生を考える～森林・里山にみるいのちのつながり～」をテーマに「第3回人と自然の共生国際フォーラム」を開催しました（参加者約500人）。

### （3）農地の保全等

#### 【農業振興課、農業経営課、農地計画課】

農地は、食料の生産基盤として大きな役割を果たしていますが、そのほかにも自然環境の維持を始め、洪水・山崩れ・土砂流出の防止、水源のかん養、水質浄化などの様々な機能を有しています。特に都市部で生活する人々にとっては「ゆとり」や「やすらぎ」の場としての評価も高まってきています。

このように、農地は多面的な機能を持つことから、その保全や有効利用を図っていく必要があります。

#### ア 農地の現況【農業振興課】

平成21年7月15日現在、本県の耕地面積は79,700ha（うち田44,900ha、畑34,800ha）で、農地以外への転用等により、耕地面積は減少傾向にあります（図2-9-4）。

#### イ 農地の転用制限【農業振興課】

秩序ある土地利用を図るため、農地法では農地を農地以外の用途に転用する場合には、原則として農林水産大臣又は知事の許可を要することとして農地の転用を制限しています。特に、農業振興地域の整備に関する法律により定めら

れた農用地区域内の農地（集团的優良農地、土地改良事業等の公共投資の対象となった農地等）の転用は厳しく制限されています。

農地の転用面積は、平成4年の1,376haをピークとして減少傾向にあり、平成21年は649haとなっています。このうち、市街化区域外の農地を対象とした大臣又は知事による許可面積は273ha（42%）、市街化区域内の農地を対象とした農業委員会への届出面積は345ha（53%）となっています。

なお、転用用途では、「住宅用地」の割合が最も多く、44.5%となっています。

#### ウ 環境保全型農業の推進【農業経営課】

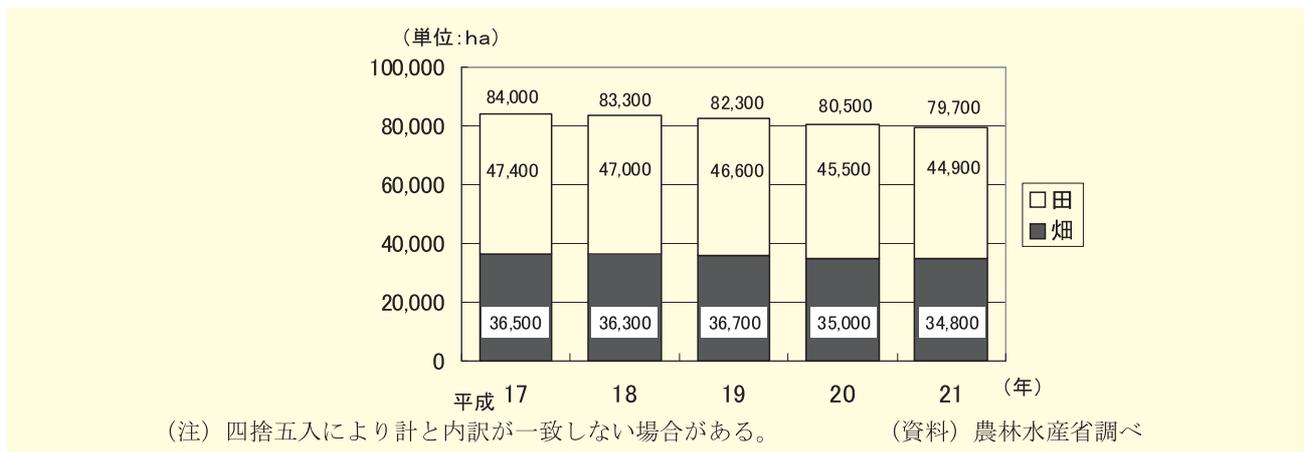
環境の保全と農産物の安全確保を目指す「愛知県環境と安全に配慮した農業推進計画」を平成20年3月に策定し、県、市町村及び関係団体が一体となって、化学肥料や化学合成農薬の使用量の低減等に取り組んでいます。

化学肥料の低減については、長期にわたって緩やかに肥料成分が溶け出す肥効調節型肥料を用いた全量基肥施肥技術の開発・普及を進め、水稻では作付面積の74%で利用されているほか、トマト、キュウリ等の施設野菜でも普及が進んでいます。化学合成農薬の低減については、病害虫抵抗性品種の育成・利用、病害虫発生予察の活用、天敵、性フェロモンの利用等を推進しています。

また、家畜排泄物については堆肥化を図り、土づくり資材及び化学肥料代替資材としての利用促進に努めています。

このような化学肥料・化学合成農薬の低減、

図2-9-4 耕地面積の推移（愛知県）



有機物による土づくりに一体的に取り組もうとする農業者を、県では「エコファーマー」として認定・支援しています。

### エ 農地・水・環境保全向上対策の推進

#### 【農業経営課、農地計画課】

農村地域の農地や農業水利施設等は、農家を中心となって管理が行われ守られてきましたが、農家の高齢化や混住化等によりそれらの適切な保全が困難になりつつあります。また、ゆとりや安らぎといった県民の価値観の変化への対応と農業生産全体の在り方について、環境保全を重視したものに転換していくことが求められています。

このため、本県では農村地域において農地・水・環境の良好な保全と質的な向上を図るため、農家だけでなく地域ぐるみで農地や農業水利施設等を守る取組や農業者による環境負荷低減に向けた先進的な営農の取組を行う地元活動組織を支援する「農地・水・環境保全向上対策事業」を平成19年度から実施しています。

平成21年度は、農家や自治会などで構成する県内365の活動組織が水路の草刈りや泥上げ、農道沿いの植栽、生き物調査などの取組を行いました。



レンゲ草を用いた環境にやさしい米づくり  
(草木みどりサミット(阿久比町))

### オ 農業用ため池の保全

#### 【農地計画課】

農地を潤すために造られたため池は、里山・里地の水辺景観の形成、多種多様な生物の生息の場、洪水の緩和など、多面的な機能を県民に提供しています。ところが都市化による農地の減少に伴い、ため池はここ10年ほどの間に603か所(17%)も減少しています(表2-9-8)。

そこで、県は「愛知県ため池保全構想」を平成19年4月に公表し、ため池の保全により積極的に取り組むこととしました。

本構想では、各市町において行政機関・ため池管理者などで構成する「ため池保全連絡会議」を設置し、ため池の潰廃などの情報を共有するとともに、将来にわたるため池の在り方を示す「ため池保全計画」を策定し、ため池個々の多面的機能の増進目標を定め、保全を図ることとしています。

また、ため池を保全していくためには、市町や農業関係団体だけでなく、広く県民の皆様にかげがえのない地域財産であるため池の多面的機能を理解していただき、地域ぐるみによるため池の保全を図る必要があります。そこで、県は平成21年度に「県政お届け講座」として、大



水路での生き物調査  
(沖之島環境保全会(あま市))

表2-9-8 愛知県内の農業用ため池数の推移

(単位:か所)

年 月	H 7. 1	H10. 3	H13. 3	H16. 3	H18. 3	計 (②-①)
ため池数	①3, 612	3, 372	3, 193	3, 086	②3, 009	△603 (△17%)
減少数	—	△240	△179	△107	△ 77	

(資料) 農林水産部調べ



ため池に関する総合学習（吉田小学校（大府市））

府市神池に隣接する小学校全校児童516名を対象に、学校の環境学習と連携し、池の工事に伴い一時的に学校プールに避難させていた魚を池に戻す放流イベントを実施するなど、ため池に関する啓発授業を実施しました。

さらに、平成22年度は10月に愛知・名古屋で開催される生物多様性条約第10回締結国会議（COP10）に併せ、「ため池が育むいのちと暮らし」をテーマに、ため池フォーラムを開催し、生物多様性の側面からため池の重要性を啓発しました。

#### （4）大規模な宅地の造成などの規制

##### 【自然環境課】

自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例の規定により、自然公園、自然環境保全地域、特別緑地保全地区等の区域を除いた区域が1haを超える大規模な宅地の造成等の行為は、知事への届出が義務づけられており、自然環境の破壊の防止及び植生の回復が図られています。平成21年度は、45件の届出がありました。

#### （5）都市における自然環境の保全

##### 【公園緑地課、都市計画課】

緑豊かな都市環境の形成を図るためには、公園整備のように積極的に緑を作り出していくとともに、残されている緑を保全することも必要です。

県では、樹林・水辺などを公園・緑地区域に取り込み、保全緑地又は人の利用できる緑地として整備を図っているほか、特別緑地保全地区、風致地区、生産緑地地区の地区指定や保存樹、



プールに避難させていた魚を池に戻す作業（神池（大府市））

保存樹林の樹木指定等の緑の保全のための法律制度を活用するなど、都市計画の観点からの保全策を進めています。

#### （6）都市と農山漁村の交流の促進

##### ア 地産地消の推進【食育推進課】

「生産者の顔の見える農林水産物」を求める消費者の声が高まり、その地域で生産されたものをその地域で消費する「地産地消」の取組が広がっています。また、地産地消は生産地から食卓までの距離が短く、環境にもやさしい取組として注目されています。

本県では「地産地消」の取組として、平成10年度から、地元の農林水産物に関心を持って、消費者と生産者が「いい友関係」を築き、お互いに交流を深めたり、積極的に地元の農林水産物を購入したりして、健康で豊かな暮らしを目指す「いいともあいち運動」を展開してきました。

生産から流通、消費等にかかわる方々の「いいともあいちネットワーク」（756会員、平成21



いいともあいち運動シンボルマーク

年度末)や地元の農林水産物を積極的に利用する「いいともあいち推進店」(694店舗、平成21年度末)の登録を進めています。

平成21年度は、「いいともあいち運動」をもっと知っていただくよう新たな取組として、県産農林水産物を使った商品の包装紙にシンボルマークを貼ったり、県庁食堂や県内企業の社員食堂において、地産地消メニューの提供やその日に使っている県産農林水産物を表示したりするなどの取組を行い、その輪を広げました。

今後は、これらの取組を更に充実させ、いいともあいち運動の認知度向上、県産農林水産物の利用拡大に取り組んでいくこととしています。

### イ グリーンツーリズムの推進

#### 【農業振興課】

「グリーンツーリズム」とは緑豊かな農山村地域において、その自然・文化・人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動のことです。

本県では、農山漁村の風景、人、食、文化などと農林水産物を加工する「モノづくり」を一体的にとらえ、これらを体験・体感する「観光」を通して、都市と農山漁村の交流を推進しており、農林漁業体験施設などの都市農村交流資源をデータベース化し、それぞれの資源を組み合わせたモデルルートの作成を進め、ホームページにより広く紹介しています。

### ウ エコツーリズムの推進【自然環境課】

「エコツーリズム」とは、観光旅行者が、動植物の生息・生育地や、自然環境と深くかかわる生活文化などの自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、その保護に配慮しつつ触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動のことです。

エコツーリズム推進法(平成20年4月施行)及び同法に基づく「エコツーリズム推進基本方針」(平成20年6月閣議決定)により、総合的・効果的な推進が図られています。

本県では、平成19年3月に、県民にエコツーリズムに親しんでもらうことを目的として、市町村や関係団体の協力を得て「あいちエコツアーガイド」を作成し、エコツーリズムの普及・啓発に努めています。

## 8 あいち森と緑づくり税

### (1) あいち森と緑づくり税の導入

#### 【税務課、森と緑づくり推進室】

森と緑は、地球温暖化の防止、水源のかん養、生物多様性の保全、災害防止など多面的な公益的機能を有しています。県内には、三河山間部を中心とする森林、名古屋圏を中心とする都市の緑、その中間に位置する里山と、様々な形で森と緑が存在していますが、近年の手入れ不足の森林の増加や都市の緑の減少・喪失に伴い、その公益的機能の低下が危惧されています。

県では、森と緑を「県民共有の財産」として位置づけ、「森林(人工林)」、「里山林」、「都市の緑」を一体的に整備、保全し、「山から街まで緑豊かな愛知」を実現するための施策に必要な財源を確保するため「あいち森と緑づくり税」を創設することとし、平成20年2月県議会において、税を賦課徴収するための「あいち森と緑づくり税条例」と、使途の明確化を図るとともに、寄附金を受け入れるための「あいち森と緑づくり基金条例」が制定されました。

「あいち森と緑づくり税」は、平成21年度から県民・企業の方々に負担いただいています。

### (2) あいち森と緑づくり事業

平成21年度から導入の「あいち森と緑づくり税」を活用した「あいち森と緑づくり事業」を実施しています。

#### ア 森林整備(人工林)・里山林整備事業

##### 【森と緑づくり推進室】

人工林整備では、林業活動では整備が困難な奥地林や公道・河川沿い等の人工林を対象に間伐を行い、岡崎市始め8市町村において、奥地林342ha、公道・河川沿い等411ha、合わせて753haを実施しました。里山林整備は長期間放置された都市近郊の里山林を対象として、県営事業を春日井市始め2市の2箇所、市町村交付金事業を日進市始め7市町の7箇所、合わせて9箇所を実施しました。

#### イ 都市緑化【公園緑地課】

都市の緑化を目的とする事業には、市町村が行う次の4つの事業があります。

・身近な緑づくり事業：市街地やその近郊で

- 既存樹木の保全や新たな緑地の創出を行う
- ・緑の街並み推進事業：市街地やその近郊で民有地の建物や敷地の緑化を行う
- ・美しい並木道再生事業：地域の顔となる場所で美しい並木道を再生する
- ・県民参加緑づくり事業：県民参加による樹林地整備やビオトープづくりなどの緑づくり活動を支援したり、講師を派遣する

平成21年度は、名古屋市、瀬戸市、犬山市をはじめ県内21市町に交付金を交付し、県民参加緑づくり事業では延べ約6千人が、約5万4千本の植樹を行いました。

### ウ 環境学習の推進等

#### 【環境政策課、森と緑づくり推進室】

市町村やNPO、地域の団体等が実施する森と緑の保全活動や環境学習を支援しています。平成21年度は45事業を採択し、水源地の森づくりや森の体験学習などが実施されました。

また、普及啓発事業として、公立小中学校の学習机や椅子に愛知県産材の木材を使用した製品を導入するのに必要な経費の一部を市町村に交付する事業である木の香る学校づくり推進事業を名古屋市始め5市町村で実施し、1,290セットを導入しました。その他、森と緑づくり体感ツアーの実施、ホームページでの公表、コンビニエンスストアやイベント時のポスター掲示やパンフレット設置・配布、テレビ・ラジオ・新聞等各種媒体を利用した広報等により、県民の方々へ、森と緑の重要性、整備の必要性等について理解促進のための普及啓発を行いました。

## 9 景観、温泉、天然記念物等

### (1) 美しい景観の形成【公園緑地課】

近年、産業や社会構造の変化に伴い、人々の生活や景観に対する意識が変わり、地域のまちづくりに積極的に参加する人々が増えつつあります。また、企業においても、地域の景観形成への貢献を企業の社会的責任として認識し、緑化や建築物のデザイン、屋外広告物への配慮等、景観形成に向けた主体的かつ積極的な取組が始まっています。

しかし、まちの様子を見てみると、無秩序な屋外広告物や、形態や意匠等が不揃いなまちなみ等が見られるところもあり、このような状況を放置しておくと、地域の魅力的な景観が徐々に失われてしまうことが懸念されます。

国は、平成15年に「美しい国づくり政策大綱」を策定し、従来の景観形成に対する反省を踏まえ、良好な景観形成を国政上の重要課題として位置づけ、平成16年には、美しい景観・豊かな



人工林整備事業（公道沿い）



県民参加緑づくり事業



環境活動・学習推進事業  
（森の体験学習）

## 【平成21年度実施事業】

- 景観シンポジウム
  - 一宮市（平成21年10月23日、参加者150名）
- 景観出前講座
  - 西尾市立西尾小学校始め3校（8クラス）

緑の形成を促進するための「景観緑三法」を整備しました。

本県は、平成18年3月に景観形成に関する基本的な考えを示す「美しい愛知づくり基本方針」を策定し、同時にその基本理念及び施策の基本となる事項を定めた「美しい愛知づくり条例」を制定しました。

そして、この基本方針を踏まえるとともに、条例に基づき、美しい愛知づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「美しい愛知づくり基本計画」を策定し、総合的な景観施策を実施しています。

平成21年度には、良好な景観形成に関する取組への支援として、公共事業景観整備指針の運用の検討、景観シンポジウム、景観出前講座等の普及啓発活動等を実施しました。

## （2）温泉資源の保護と可燃性天然ガスによる災害の防止及び温泉の利用

### 【自然環境課】

#### ア 温泉法に基づく許認可等

温泉法は、温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止し、その適正な利用を図ることを目的としています。このため、温泉の掘さくなどについては、温泉のゆう出量、温度若しくは成分、その他公益を害するおそれに関する実地調査や市町村への意

見照会などにより審査し、環境審議会の意見を聴いた上で許可しています。

平成21年度の温泉法に基づく許可件数は、土地掘削1件、温泉採取35件、可燃性天然ガス濃度確認3件、温泉採取のための施設変更21件、温泉の利用13件（保健所設置市の許可件数を除く。）となっています。

#### イ 可燃性天然ガスの安全対策

改正温泉法（平成20年10月1日施行）に可燃性天然ガスの安全対策が盛り込まれましたが、改正法施行時に災害防止対策等が必要であった本県の既存源泉数は104源泉でした。

このうち55源泉については、可燃性天然ガス濃度が基準未満であったため、すべての源泉において知事から災害防止対策は必要ないことの確認を受け、温泉の採取を行っています。また、ガス濃度が法の基準を超えた49源泉については、すべての源泉で災害防止対策を講じた上で、知事から温泉採取許可を受けて、温泉の採取を行っています。

#### ウ 立入検査

源泉及び温泉利用施設について、温泉採取に伴う適切な災害の防止対策と温泉の適正な利用がなされているかを、定期的に立ち入って、調査を行っています（表2-9-9）。

表2-9-9 温泉源泉数

（単位：か所）

所管別	利用源泉数			未利用源泉数			源泉数
	自噴	動力	計	自噴	動力	計	
愛知県(保健所設置市除く。)	3	65	68	6	18	24	92
名古屋市	-	13	13	2	-	2	15
豊橋市	-	-	-	-	1	1	1
岡崎市	-	2	2	-	-	-	2
豊田市	9	8	17	3	1	4	21
計	12	88	100	11	20	31	131

（注）平成22年3月末現在

（資料）環境部調べ

### (3) 史跡・名勝・天然記念物の保護

#### 【文化財保護室】

文化財保護法及び愛知県文化財保護条例では、遺跡のうち歴史上・学術上価値の高いものを「史跡」として、庭園その他自然風景地のうち学術上・観賞上価値の高いものを「名勝」として、動植物・地質・鉱物のうち学術上価値の高いものを「天然記念物」として指定し、その保護を図っています（表2-9-10）。

これらの指定文化財については、現状での保護を原則とし、環境整備や状況調査等を含め、現状を変更する場合及びその保存に影響を及ぼす行為を実施する場合には、あらかじめ文化庁長官あるいは県又は市の教育委員会の許可を受けることが必要とされています。

平成21年度には、文化庁長官や県教育委員会の許可による現状変更が47件（国指定36件、県指定11件）、市教育委員会の許可による現状変更が43件（国指定43件、県指定0件）ありました。

また、文化財の現状や日常の管理のあり方を把握するため、県内各地に58名の文化財保護指導委員を委嘱し、定期的にパトロールを実施してもらうとともに、委員からの報告に基づき適宜適切な措置を講じています。

特に、平成20年度から21年度にかけて昭和2

年に国の名勝及び天然記念物に指定された木曾川堤（サクラ）の樹勢調査を実施しています。木曾川堤（サクラ）は一宮市から江南市にかけての9kmにわたるヒガンザクラ・シダレザクラなどの並木で、樹齢120年以上のサクラもあり、老木化が進んでいるため、今後の維持・保存のための基礎資料を作成しています。

### (4) 文化財保護に関する普及・啓発

#### 【文化財保護室】

文化財を保護することは、魅力ある歴史的環境を創出し、文化的感性豊かな社会を形成することでもあります。このため、文化財保護指導委員を通じた市町村の保護活動の支援、文化財の保護事業や啓発活動に努めています。

平成21年度には、木曾川堤（サクラ）の樹勢調査に併せて、文化財を身近なものとして親んでもらうために、愛知県立稲沢高等学校の協力を得て、サクラの観察や簡単な樹木診断作業を体験してもらう「まもろう！育てよう！木曾川堤のサクラ」を開催するなど、普及・啓発活動に取り組みました。

平成22年度は、愛知県立稲沢高等学校の協力を得て、樹勢回復作業等のサクラ保護体験講座を実施していきます。

表2-9-10 史跡・名勝・天然記念物の指定状況

(単位：件)

指定区分	史 跡	名 勝	天然記念物	計
国 指 定	35	5	26	66
県 指 定	45	5	59	109
計	80	10	85	175

(注) 平成22年3月末現在  
(資料) 教育委員会調べ

#### 【用語】

**温泉**：温泉法第2条により「地中からゆう出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス（炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。）で、別表に掲げる温泉又は物質を有するものをいう。」と定義されている。ここでいう別表には、温度25度以上、物質には、ガス性のものを除く溶存物質1,000mg/kg以上など19物質が掲げられており、これらの一つでも該当すれば「温泉」である。



国指定名勝・天然記念物木曾川堤(サクラ)  
(一宮市・江南市)



「まもろう！育てよう！木曾川堤のサクラ」  
(自然観察会)